

名古屋市美術館条例の一部改正について

名古屋市美術館の観覧料の額を改定するため、名古屋市美術館条例（昭和63年名古屋市条例第7号）の一部を改正する必要がありますが、この条例の改正については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により教育委員会の意見を求められますので、下記のとおり提出します。

令和8年2月6日

名古屋市教育委員会教育長 杉浦弘昌

記

1 改正理由・内容

令和7年10月31日付財政局長通知「令和8年度当初予算に向けた使用料・手数料等の改定について」に基づき、公の施設の利用者に応分の負担を求め、受益者負担基準を達成できる適切な料金水準とするため、名古屋市美術館の観覧料の額を改定するものです。

2 施行期日等

- (1) 令和8年10月1日から施行します。
- (2) この条例による改正前の名古屋市美術館条例別表の定期観覧券を使用する場合に係る施行日以後の使用については、なお従前の例によることとします。

3 条例案

別紙のとおり



令和 8 年第 号議案

名古屋市美術館条例の一部改正について

名古屋市美術館条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和 8 年 2 月 日提出

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市美術館条例の一部を改正する条例

名古屋市美術館条例（昭和63年名古屋市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

「

300円	250円	1,200円
200円	150円	800円

を

」

「

450円	400円	1,800円
300円	270円	1,200円

に改める。

」

附 則

- 1 この条例は、令和 8 年10月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この条例による改正前の名古屋市美術館条例別表第 1 の定期観覧券を使用する場合に係る施行日以後の使用については、なお従前の例による。

（理 由）

この案を提出したのは、名古屋市美術館の観覧料の額を改定する必要があるによる。